

尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議

去る9月7日午前、尖閣諸島の久場島沖の日本領海内において、違法操業をしていた中国漁船が、停船を命じた第11管区海上保安本部の巡視船に衝突をさせ、海上保安官の職務を妨害するという由々しき事態が発生した。

尖閣諸島は、日本政府が明治28年に沖縄県への所轄決定をして以来、かつお節工場を操業し、漁業や林業を営んだ。また、大正8年魚釣島付近で遭難した中国福建省漁民31人が豊川善佐氏らによって救助され、翌大正9年5月20日中華民国長崎領事の感謝状には遭難した場所を日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島と記されており、中国の外交文書にも日本領土と明記されている。

現に地籍も、沖縄県石垣市字登野城2390番地～2394番地にあることは紛れもない事実である。

しかしながら、当該周辺海域においては、今年8月中旬に、1日で最大270隻の中国漁船が確認され、そのうち日本の領海内に70隻程度が侵入している。本市・本県の漁業者はもとより、我が国の漁業者が安心して操業できないという極めて憂慮すべき看過できない事態となっている。

よって、本市議会は、尖閣諸島及び周辺海域における今回の領海侵犯に強く抗議するとともに、貴国におかれては、日本国固有の領土及び領海である尖閣諸島及び周辺海域に対し、今後このような領海侵犯事件を起こさぬよう強く求める。

以上、決議する。

平成22年9月28日

沖縄県石垣市議会

あて先

中華人民共和国駐日本国特命全権大使、中華人民共和国国家主席